

議案第62号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後			
(経営の基本)			
第2条 略			
2 病院事業の用に供する施設（以下「病院」という。）は、次のとおりとする。			
名称	位置	診療科名	病床の種別
鳥取県立中央病院	鳥取市	内科 神経内科 心臓内科 外科 呼吸器外科 心臓血管外科 脳神経外科 小児外科 整形外科 形成外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 病理診断科 臨床検査科 救急科 歯科 口腔外科 麻酔科	一般病床 結核病床 感染症病床
鳥取県立厚生病院	倉吉市	内科 呼吸器内科 循環器内科 神経内科 外科 消化器外科 心臓血管外科 脳神経外科 整形外科 精神科 小	一般病床 感染症病床

改 正 前			
(経営の基本)			
第2条 略			
2 病院事業の用に供する施設（以下「病院」という。）は、次のとおりとする。			
名称	位置	診療科名	病床の種別
鳥取県立中央病院	鳥取市	内科 精神科 神経内科 呼吸器科 消化器科 循環器科 小児科 外科 整形外科 形成外科 脳神経外科 呼吸器外科 心臓血管外科 小児外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 歯科口腔外科	一般病床 結核病床 感染症病床
鳥取県立厚生病院	倉吉市	内科 精神科 神経内科 循環器科 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 産	一般病床 感染症病床

児科 皮膚科 泌尿器科 産 婦人科 眼科 <u>耳鼻いんこう</u> <u>科</u> リハビリテーション科 放射線科 麻酔科
--

婦人科 眼科 <u>耳鼻咽喉科</u> リハビリテーション科 放射 線科 麻酔科
--

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。